

## 木城町空き家対策総合支援事業（不良住宅除却）補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、木城町（以下「町」という。）が空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第7条第1項に規定する空家等対策計画に沿って実施する空き家対策であって、住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成16年4月1日国住市第350号）に定める空き家対策総合実施計画に沿って町が行う空き家対策総合支援事業において空き家対策基本事業として実施される不良住宅の除却を行う者に対して補助金を交付することを目的とし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和48年木城町規則第2号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不良住宅 次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 空家法第2条第1項に規定する空家等であり、申請時点において居住の用に供されず、かつ、今後も居住の用に供される見込みがないもの

イ 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいい、主として居住の用に供されていた建築物でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの

ウ 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）の別表に定められた「住宅不良度の測定基準による測定表」の評定項目に基づく合計評点が100点以上であるもの

エ そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められ

るもの

- (2) 除却 建築物の全部を解体し、工作物の全部を撤去処分し、敷地を整地することをいう。

(補助対象物件)

第3条 補助金の交付対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、不良住宅とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、補助対象物件としない。

- (1) 町外に存在するもの
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人その他の公的機関が権利者又は管理者となっているもの
- (3) 法人その他の団体が権利者又は管理者となっているもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が権利者又は管理者となっているもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者が権利者又は管理者となっているもの
- (6) 公共事業等により不良住宅及びその他建築物の除却若しくは移転に係る補償を受けたもの又は受ける予定であるもの
- (7) 滞納処分又は強制執行（仮差押命令及び処分禁止の仮処分の命令を含む。）の対象とされているもの
- (8) 所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利の権利者から除却について同意を得ていないもの
- (9) 補助金の交付を受ける目的で故意に不良住宅及びその他建築物を破損させた町長が認めるもの
- (10) 空家法第22条第3項の規定による措置命令を受けて除却を行うもの
- (11) その他町長が適当でないと認めるもの

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、不良住宅の所有者その他これを管理すべき者（ただし、法人を除く。以下「所有者等」という。）で、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 町税等を滞納していない者

(2) 補助対象物件の登記事項証明書（未登記の場合は地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第13号に規定する家屋補充課税台帳）に所有者として記録されている者（以下「所有者」という。）又はその相続人（以下「相続人」という。）

2 前項の規定にかかわらず、補助対象物件が複数人の共有又は相続財産である場合において、当該共有者全員又は相続人全員から当該不良住宅の除却について同意を得られない者は、補助事業者としない。ただし、共有者全員又は相続人全員の補助事業等に係る同意書（様式第2号）を提出する場合については、この限りではない。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助事業者が行う不良住宅の除却工事とし、当該補助金交付申請の年度の属する2月末日までに除去の完了が見込まれるものとする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費（消費税等相当額（工事費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額をいう。）がある場合には、これを減額した額とする。以下同じ。）は、補助対象工事に要する費用又は住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）の規定により国土交通大臣が定める標準建設費等のうちの除却工事費のいずれか小さい金額に10分の8を乗じた額とし、80万円を限度額とする。

2 前項において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第3条第1号に規定する事業計画書は、事業計画書（様式第1号）とする。

2 同条第4号に規定するその他町長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 見積書（写し）
- (2) 固定資産税名寄帳及び家屋台帳
- (3) 位置図
- (4) 現況写真
- (5) 町税等完納確認書
- (6) 共有者全員又は相続人全員の補助事業等に係る同意書（様式第2号）  
（補助対象物件が複数人の共有又は相続財産である場合）  
（工事の完了報告）

第8条 補助事業者は、工事が完了したときは、速やかに完了報告書（様式第3号）を町長に提出し、町の検査を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日後又は補助金の交付対象の決定のあった日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、規則第14条第1項に規定する実績報告書を提出しなければならない。

2 前項に規定する実績報告書に添付する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第4号）
- (2) 収支決算書
- (3) 請求書又は領収書の写し
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に定める廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- (5) 工事写真（施工前及び施工後）
- (6) その他町長が必要と認めるもの  
（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払いにより交付する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。